〔設問１〕

第１　Ｘの罪責

※ 第１説（p. 159）を前提とした答案構成です。

１　両行為の関係（Ｘの行為❶、❷）　……　15

← まず、この点を詳しく検討します（pp. 159-160）。

・一連の行為

２　傷害致死罪（Ｘの行為❶、❷）　……　15

(1)　構成要件該当性

・身体の傷害

・故意

・人を死亡させた

・共犯関係（後述）

(2)　正当防衛

← 正当防衛の成否、過剰防衛の成否について具体的に説明します（pp. 157-161）。

ア　急迫不正の侵害

イ　自己の権利を防衛するため

ウ　やむを得ずにした

(3)　刑の減免

・量的過剰防衛

第２　Ｙの罪責

１　傷害致死罪の共同正犯（Ｙの行為❶）　……　15

共同正犯

← 詳しい検討が必要です。
ただし、どの見解に立つかによって、論じる場所や内容が大きく変わります（pp. 162-163）。

・共謀

・共謀に基づく実行行為

2　傷害罪の共同正犯（Ｙの行為❶）　……　10
(1)　共同正犯
(2)　正当防衛
ア　急迫不正の侵害
イ　自己の権利を防衛するため
ウ　やむを得ずにした

〔設問２〕
第１　Ｘの罪責　　※ これも第１説（p. 159）を前提とした答案構成です。
1　両行為の関係（Ｘの行為❶、❷）　……　15　　← まず、この点を詳しく検討します（pp. 164-165）。
・別個の行為
2　傷害罪の共同正犯（Ｘの行為❶）　……　12
(1)　構成要件該当性
・身体の傷害
・故意
・人を死亡させた
・共犯関係（後述）
(2)　正当防衛　　← 正当防衛の成否について検討します（pp. 164-165）。
ア　急迫不正の侵害
イ　自己の権利を防衛するため
ウ　やむを得ずにした

3　傷害致死罪（Ｘの行為❷）　……　8

(1)　構成要件該当性

・身体の傷害

・故意

・人を死亡させた

(2)　正当防衛

・不成立

第２　Ｙの罪責

1　傷害罪の共同正犯（Ｙの行為❶）　……　8

(1)　共同正犯

(2)　正当防衛

2　傷害致死罪の共同正犯（Ｙの行為❶）　……　2

・不成立